

◇◆◇ 木城町第2回環境美化の日について ◆◆◇

木城町は、『木城町の環境をよくする条例』において、年2回、環境美化の日を制定しています。今年の第2回環境美化の日は、9月4日（日）となっています。この機会に、全町民をあげて環境美化に取り組み、清潔で美しい町にするため、地区清掃やご自宅周辺の道路・排水路等の清掃を実施しましょう。

◇◆◇ 狂犬病集団予防注射の実施について ◆◆◇

次の日程で、令和4年度第2回目の狂犬病集団予防注射を行います。
令和4年度の集団予防注射は今回が最後となります。
犬を飼われている方は、狂犬病予防法により、年1回、飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせることになっています。 ※（狂犬病予防ワクチンの免疫持続期間は1年です。）



日程	時 間	場 所	予防注射料金
9/3【土】	9:00 ~ 11:30	木城町役場駐車場	<u>1頭：3,300円</u> 【毎年接種】

※ 当日は、犬の登録も行っています。登録料金1頭：3,000円【生涯1回のみ】

◇◆◇ 犬の飼育マナーについて ◆◆◇

人と犬が共に仲良く暮らすには、飼い主が責任を持ち、しっかりとしたしつけと、ご近所からの理解を得られるような気配りが大切です。犬が快適な環境で暮らし、一生を幸せに過ごせるように、毎日愛情をこめて世話をし、犬にとって一番の飼い主になってください。

飼い主のマナー

◆ふん・尿の後始末をしましょう

散歩のときはふんの持ち帰りに使うビニール袋や尿を流すための水を入れたペットボトルなどを準備しましょう。

◆散歩のときはリード（引き綱）につなぎましょう

飼い犬が他人に危害を加える事故の防止や、犬が事故にあうなどの危険を防ぐため、散歩のときはリード（引き綱）につなぎましょう。

◆無駄吠えをさせないようにしましょう

飼い主が気にならない鳴き声でも、ご近所が迷惑している場合があります。必要以上に犬が吠える時は何か原因があるものです。毎日散歩させるなどして、運動不足によるストレスを防いで、無駄吠えをさせないようにしましょう。



◇◆◇ 猫の飼育マナーについて ◆◆◇

猫の飼育についても、飼い主が責任を持ち、しっかりとしたしつけと、ご近所からの理解を得られるような気配りが大切です。

必要以上の食事を準備すると、飼い猫以外の猫が近寄ったりして、猫同士のケンカによるケガや感染症など、飼い猫にも危険が生じます。ご近所への迷惑防止、飼い猫の安全のためにも、安全な屋内での飼育をお願いします。

また、野良猫に対するエサやり行為は、無計画な繁殖や糞害、家財への被害等にも繋がりがご近所への迷惑となります。責任をもってご自分の猫として飼育する場合以外は、行わないでください。



◆◆◆9月19日(月)、23日(金)のごみ排出について◆◆◆

9月19日(月)は「敬老の日」、23日(金)は「秋分の日」で祝日となっています。

高城・椎木・川原・石河内地区の方におかれましては、19日(月)及び23日(金)のごみ収集は行いませんので、お間違えのないようお願いいたします。

つきましては、燃やせるごみ(青色ごみ袋)・燃やせないごみ(赤色ごみ袋)は20日(火)に、古紙・衣類は、翌週30日(金)に、ごみステーションに搬出してください。

◆◆◆町営中川原公園墓地の使用権販売について◆◆◆

町営中川原公園墓地1区画の使用権を次のとおり販売いたします。

使用権の購入を希望される方は、役場町民課に申込書を準備していますので、印鑑をご持参の上、お越しください。

なお、希望者が多数の場合、抽選となりますので、ご了承ください。

1 場 所：中川原公園墓地 2区画(12㎡) 墓所番号：63番、98番
(詳細な配置図は、町民課にてご覧いただけます。)

2 使用料：45,000円

3 申込期限：令和4年9月30日(金)午後5時まで

4 申込条件：次のいずれかに該当する方で、現在、町営中川原公園墓地の使用権を持っていない世帯の方

①本町に住所を有する方

②本町に住所を有する方が亡くなられた場合には、その親族又は縁故者

③本町に本籍を有する方

④本町にある墓を改葬する方

5 申込方法：役場町民課備え付けの申込書に必要事項を記入し、提出ください。
※印鑑をご持参ください。

6 その他：①申込多数の場合は、申込期限後に、役場町民課から抽選会の日時等を文書にてご案内いたします。

②使用者が決定後、上述4の該当する区分の確認書類を提出いただきます。

③希望者がなく、申込期限を過ぎた場合は先着で販売します。

◆◆◆食品ロスを削減しましょう◆◆◆

食品ロスとは、食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。

宮崎県では、燃やせるごみの約3割を生ごみが占め、その多くは一般家庭から出ています。

食品ロスを減らすためには、一人一人が「もったいない」の心を持って、食べ物を最後まで美味しくいただくことが大切です。「食材は最後まで使い切る!」、「必要な分だけ買い物を!」、「外食時は適量注文!」を心掛けましょう。

また、木城町では、令和4年度から電動式生ごみ処理機の補助事業を行っております。生ごみの処理がとても簡単になります。詳細は下記の通りです。

■電動式生ごみ処理機補助金について

【補助額】補助率は購入金額の1/2以内で上限30,000円

※販売価格等は販売指定店にお問い合わせください

大原電器(☎32-3925) (有)セブンプラザながとも(☎32-2281)

※合わせて、販売指定店に登録ご希望の方は随時受け付けております(町内事業者のみ)。

【申請方法】

購入したい機種の見積書と、印鑑を持って、町民課へお越しください。町外及びインターネット等での購入は対象外となります。また、予算には限りがありますので、補助をご希望の方はお早目の申請をお願いします。

本紙の内容等に伴う問い合わせは役場町民課(電話：32-4736)までお願いします

